

平成 31 年度長崎家庭裁判所の裁判官
の配置、裁判事務の分配、代理順序及び
開廷日割（平成 31 年 4 月 15 日現在）

長 崎 家 庭 裁 判 所

(平成31年4月15日現在)

平成31年度長崎家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割について

第1 本 庁

1 裁判官の配置

判 事 (所長)	田 口 直 樹
判 事	小松本 卓
判 事	武 田 瑞 佳
判 事	土 屋 肇
判 事	堀 田 佐 紀
判 事	堀 田 秀 一
判 事	吉 岡 透
判事補 (特例)	小 島 務
判事補 (特例)	藤 丸 貴 久
判事補	佐 野 東 吾

合議係等の配置については、次のとおりとする。

(1) 合議係

判 事 (所長)	田 口 直 樹
判 事	小松本 卓
判 事	武 田 瑞 佳
判 事	土 屋 肇
判 事	堀 田 佐 紀
判 事	堀 田 秀 一
判 事	吉 岡 透
判事補 (特例)	小 島 務
判事補 (特例)	藤 丸 貴 久

	判事補	佐 野 東 吾
(2) 家事第1係	判 事 (所長)	田 口 直 樹
家事第2係	判 事	吉 岡 透
家事第3係	判事補 (特例)	藤 丸 貴 久
家事第4係	判 事	小松本 卓
家事第5係	判 事	堀 田 佐 紀
家事第6係	判 事	武 田 瑞 佳
家事第7係	判 事	土 屋 肇
(3) 少年第1係	判 事	吉 岡 透
少年第2係	判 事	小松本 卓
少年第3係	判 事	堀 田 佐 紀

2 裁判官の事務分配（令状関係事件を除く。）

(1) 判 事 (所長) 田 口 直 樹

別表1 「本庁家事事件事務分配割合表」のとおり

(2) 判 事 吉 岡 透

別表1 「本庁家事事件事務分配割合表」及び別表2 「本庁少年事件事務分配割合表」のとおり

(3) 判事補 (特例) 藤 丸 貴 久

別表1 「本庁家事事件事務分配割合表」及び別表2 「本庁少年事件事務分配割合表」のとおり

(4) 判 事 小松本 卓

別表1 「本庁家事事件事務分配割合表」及び別表2 「本庁少年事件事務分配割合表」のとおり

(5) 判 事 堀 田 佐 紀

別表1 「本庁家事事件事務分配割合表」及び別表2 「本庁少年事件事務分配表」のとおり

(6) 判 事 武 田 瑞 佳

別表1「本庁家事事件事務分配割合表」のとおり

(7) 判 事 土 屋 穎

別表1「本庁家事事件事務分配割合表」のとおり

3 事務分配の方法

(1) 家事事件、人事訴訟関係事件

ア 次の定めによるほか、事件の受理の順序に従い、2の区分及び事務分配の割合により順次分配する。

イ 当事者を同じくする等の関連事件は先に分配を受けた係の裁判官に、寄与分事件は基本事件である遺産分割事件の係の裁判官に、それぞれ分配する。

ウ 割合の定めにかかわらず、家事事件手続法272条4項により申立てがあつたとみなされた家事審判事件は、終了した家事調停事件を担当する裁判官に分配する。

エ 割合の定めにかかわらず、家事事件手続法274条による家事調停事件は、調停に付した家事審判事件又は人事訴訟事件の係の裁判官が担当する。

オ 差戻しを受けた事件は、別表1記載の事件類型ごとに、原審を担当した裁判官以外の裁判官の係に、同表記載の割合と同じ割合で分配する。

(2) 家事共助事件、家事雑事件（基本事件があるものを除く。）

事件の受理の順序に従い、2の事務分配の割合により順次分配する。

(3) 少年事件

ア 事件の受理の順序に従い、2の区分及び事務分配の割合により順次分配する。

イ 抗告審から差し戻され又は移送された少年事件は、原審担当裁判官以外の裁判官の係に配布する。

(4) 家事合議事件、訴訟合議事件、少年合議事件（観護措置決定及び更新決定

に対する異議事件を含む。），除斥・忌避事件

合議係に分配し，合議体は所長の指名する裁判官により構成する。

4 令状関係事件の事務分配の割合及び方法

(1) 執務時間内の令状関係事件及び児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状の請求は，判事吉岡透及び判事補（特例）藤丸貴久に事件の受理に従い，各2分の1の割合により順次分配する。

判事吉岡透又は判事補（特例）藤丸貴久にいずれも差し支えがある場合，その他，緊急の場合には，所長の指名する裁判官が担当する。

(2) 執務時間外の令状関係事件及び児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜査許可状の請求については，別途申し合せるところによる。

5 代理順序

(1) 司法行政事務

所長に差し支えがあるときは，判事吉岡透が代理する。同判事に差し支えがあるときは，本庁に勤務する裁判官（判事補としての職権の制限を受ける者を除く。）が席次に従って代理する。

(2) 裁判事務

別表3「本庁裁判事務の代理順序」のとおりとし，代理する係のすべての裁判官に差し支えがあるときは，所長の指名する裁判官が代理する。

6 開廷日割

合議事件 隨 時

家事審判事件 隨 時

家事調停事件

第1係 火・金曜日

第2係 月・水曜日

第3係 火・金曜日

訴訟事件

第6係 金曜日

第7係 水曜日

少年保護事件 随時

第2 佐世保支部

1 裁判官の配置

(1) 合議係

裁判長 判事（支部長） 中牟田 博 章

判事 平井 健一郎

判事 小林 麻子

判事補（特例） 高橋 静子

(2) 家事第1係 判事（支部長） 中牟田 博 章

家事第2係 判事 平井 健一郎

家事第3係 判事補（特例） 高橋 静子

家事第4係 判事 小林 麻子

(3) 少年第1係 判事（支部長） 中牟田 博 章

少年第2係 判事補（特例） 高橋 静子

2 裁判官の事務分配（令状関係事件を除く。）

(1) 判事（支部長） 中牟田 博 章

ア 合議事件

イ 準少年保護事件（基本となる保護処分を少年第1係でしたもの）

ウ その他は別表4「佐世保支部家事事件事務分配割合表」及び別表5「佐世保支部少年事件事務分配割合表」記載のとおり

(2) 判事 平井 健一郎

ア 合議事件

イ 通常訴訟事件（基本となる人事訴訟事件が係属しているもの）

- ウ 民事再審事件（原裁判をしたもの）
- エ 本案訴訟提起後申し立てられた保全命令事件
- オ その他は別表4「佐世保支部家事事件事務分配割合表」記載のとおり

(3) 判事 小林 麻子

- ア 合議事件
- イ 通常訴訟事件（基本となる人事訴訟事件が係属しているもの）
- ウ 請求異議の訴え、その他の執行関係訴訟
- エ 民事再審事件（原裁判をしたもの）
- オ 家事共助事件及び同雑事件（基本事件があるものを除く。）全部
- カ その他は別表4「佐世保支部家事事件事務分配割合表」記載のとおり

(4) 判事補（特例） 高橋 静子

- ア 合議事件
- イ 準少年保護事件（基本となる保護処分を少年第1係以外でしたもの）
- ウ 合議部が担当する、本案訴訟提起後申し立てられた保全命令事件
- エ その他は別表4「佐世保支部家事事件事務分配割合表」及び別表5「佐世保支部少年事件事務分配割合表」記載のとおり

3 事務分配の方法

(1) 家事事件、人事訴訟関係事件

- ア 次の定めによるほか、事件の受理の順序に従い、2の区分及び事務分配の割合により順次分配する。
- イ 当事者を同じくする等の関連事件は先に分配を受けた係の裁判官に分配する。
- ウ 割合の定めにかかわらず、家事事件手続法272条4項により申立てがあつたとみなされた家事審判事件は、当該係の裁判官が担当する。
- エ 割合の定めにかかわらず、家事事件手続法274条による家事調停事件は、調停に付した家事審判事件又は人事訴訟事件の係の裁判官が担当する。

(2) 少年事件

事件の受理の順序に従い、2の区分及び事務分配の割合により順次分配する。

4 令状関係事件の事務分配の割合及び方法

- (1) 執務時間内の身柄付事件の監護措置及び令状関係については、判事補（特例）高橋静子に分配する。
- (2) 執務時間外の身柄付き事件の観護措置及び令状関係については、佐世保支部所属の裁判官に分配する。分配する事件の種類、順序等は、別途定めところによる。

5 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政に関する支部長の事務は、同支部勤務の裁判官（判事補としての職権の制限を受ける者を除く。）が席次に従って代理する。
- (2) 各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、家事係と他の家事係が、少年第1係と同第2係が相互に代理する。
- (3) 前記(1)及び(2)の各裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

6 開廷日割

合議事件	人事訴訟事件	月・水曜日
	その他の事件	随時
家事審判事件		随時
家事調停事件		
第1係		火曜日
第2係		月曜日
人事訴訟事件		
第2係		木曜日

第4係 火曜日

執行関係訴訟事件 隨 時

少年保護事件

第1係 月曜日

第2係 月・木曜日

第3 支部（佐世保支部を除く。），出張所

1 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷日割

(1) 大村支部

事件全部 判事 宮川 広臣

家事審判事件 月曜日

家事調停事件 月・水曜日

訴訟事件 火・木曜日

(2) 島原支部

事件全部 判事 古賀 秀雄

家事審判事件 火曜日

家事調停事件 火曜日

訴訟事件 月・木曜日

(3) 平戸支部

事件全部 判事 小林 麻子（てん補）

家事審判事件 木曜日

第二・第四金曜日

家事調停事件 木曜日

第二・第四金曜日

訴訟事件 木曜日

第二・第四金曜日

(4) 壱岐支部

事件全部 判事補（特例） 久田淳一（てん補）

家事審判事件 隔週水曜日、木曜日、金曜日

家事調停事件 隔週水曜日、木曜日、金曜日

訴訟事件 隔週水曜日、木曜日、金曜日

少年保護事件 隔週水曜日、木曜日、金曜日

(5) 五島支部

事件全部 判事 賀嶋 敦

家事審判事件 隨時

家事調停事件 隨時

訴訟事件 隨時

少年保護事件 隨時

(6) 巖原支部

事件全部 判事補（特例） 久田淳一

家事審判事件 隨時

家事調停事件 隨時

訴訟事件 隨時

少年保護事件 隨時

(7) 諫早出張所

ア 裁判官の配置

判事 吉岡 透（てん補）

判事補（特例） 藤丸貴久（てん補）

イ 裁判官の事務分配

家事事件の

2分の1を 判事 吉岡 透

2分の1を 判事補（特例） 藤丸貴久

にそれぞれ分配する。

ウ 開廷日割

判 事 吉 岡 透 第二, 第四木曜日

判事補（特例） 藤 丸 貴 久 第一, 第三木曜日, 第四金曜日

(8) 新上五島出張所

事件全部 判 事 賀 嶋 敦（てん補）

家事審判事件 隨 時

家事調停事件 隨 時

(9) 上県出張所

事件全部 判事補（特例） 久 田 淳 一（てん補）

家事審判事件 隨 時

家事調停事件 隨 時

2 代理順序

(1) 前記1の(3), (4), (8)及び(9)の支部, 出張所における司法行政に関する事務は, それぞれてん補裁判官がこれを処理する。

(2) 諫早出張所の司法行政事務に関する事務は, 判事吉岡透が処理する。

(3) (1)の各支部及び出張所の裁判官に差し支えがあるときの司法行政に関する事務及び裁判事務は, 所長の指名する裁判官が代理する。

(4) (2)の裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務に関する事務及び裁判事務は, 判事補（特例）藤丸貴久が代理し, 同裁判官に差し支えがあるときは, 所長の指名する裁判官が代理する。

第4 事件の回付

事件の回付については, 平成11年12月17日裁判官会議議決「長崎家庭裁判所における事件の回付についての定め」による。

(別表 1)

本庁家事事件事務分配割合表

事件類型	審判事件					調停事件			人事訴訟 関係事件	保全命令申立事件	民事再審事件
	後見等 関係事件 (※1)	財產 管理事件	戸籍 ・相 続放 棄 関 係 (※ 2 件)	その他の 別表第 一 事件 (※ 3 件)	遺 産 分 割 事 件	その他の別表第二 審 判 事 件 (※ 4 件)	一般 調 停 ・法 2 7 7 条 事 件	遺 産 分 割 事 件	その他の別表第二 調 停 事 件 (※ 5 件)		
判事(所長) 田口直樹							25/80	25/80	25/80	25/80	
判事 吉岡 透	2/5	2/3		1/2	7/10	7/10	40/80	40/80	40/80	40/80	6/9 全部
判事補(特例) 藤丸貴久	3/5	1/3		1/2	3/10	3/10	15/80	15/80	15/80	15/80	
判事(地裁本 務) 小松本卓			2/5								
判事(地裁本 務) 堀田佐紀			3/5								
判事(地裁本 務) 武田瑞佳										2/9	
判事(地裁本 務) 土屋 育										1/9	

※1

「後見等関係事件」には付随事件も含む。

※2

「戸籍・相続放棄関係事件」とは別表第一審判事件のうち、子の氏変更事件、相続放棄等事件（相続放棄事件、限定承認事件、期間伸長事件、相続放棄取消事件、限定承認取消事件）、氏の変更事件、名の変更事件を除く事件をいう。

※3

「その他の別表第一事件」とは、「後見等関係事件」、「財産管理事件」、「戸籍・相続放棄関係事件」を除く事件をいう。

※4

「その他の別表第二審判事件」とは、遺産分割事件を除く事件をいう。

※5

「その他の別表第二調停事件」とは、遺産分割事件を除く事件をいう。

※6

基本事件のある家事雑事件を除く。

(別表2)

本庁少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件					準少年保護事件	共助事件	雑事件
	一般(※1)		道路交通関係(※2)					
在宅	身柄(※3)	在宅	身柄(※3)	反則金不納付				
判事 吉岡 透	2/8					1/2	1/2	1/2
判事補(特例) 藤丸貴久						1/2	1/2	1/2
判事(地裁本務) 小松本卓	3/8	1/2	1/2	1/2	1/2			
判事(地裁本務) 堀田佐紀	3/8	1/2	1/2	1/2	1/2			

※1

「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※2

「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法209条1項、210条、211条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。

※3

観護措置手続は、判事吉岡透及び判事補(特例)藤丸貴久が行う。また、一般、道路交通関係事件を問わず、身柄事件の月1件を超える部分については、事件の受理の順序に従い、判事吉岡透及び判事補(特例)藤丸貴久に2分の1ずつ分配する。

(別表3)

本庁裁判事務の代理順序

差し支えがある係	代理する係及び代理順序
家事第1係	家事第2係、同第3係の順に順次代理する。
家事第2係	家事第3係、同第1係の順に順次代理する。
家事第3係	家事第1係、同第2係の順に順次代理する。
家事第4係	家事第5係が代理する。
家事第5係	家事第4係が代理する。
家事第6係	家事第7係が代理する。
家事第7係	家事第6係が代理する。
少年第1係	少年第2係、同第3係の順に順次代理する。
少年第2係	少年第3係、同第1係の順に順次代理する。
少年第3係	少年第1係、同第2係の順に順次代理する。

(別表4)

佐世保支部家事事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	審判事件					調停事件					人事訴訟事件(単独) 保全命令申立事件(※4)	
	別表第一事件			別表第二事件								
	子の氏の変更事件	相続放棄等事件	その他の別表第一審判事件(※1)	遺産分割事件, 寄与分事件	その他の別表第二審判事件(※2)	一調事	般停事件	遺産分割事件, 寄与分事件	法277条事件	その他の別表第二調停事件(※3)		
判事(支部長) 中牟田博章	2/3	2/3	2/3	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		
判事 平井健一郎				1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	
判事 小林麻子	1/3	1/3	1/3								1/2 3/10	
判事補(特例) 高橋静子											7/10	

※1 その他の別表第一審判事件とは、「子の氏の変更事件」及び「相続放棄等事件」を除く事件をいう。

※2 その他の別表第二審判事件とは、「遺産分割事件, 寄与分事件」を除く事件をいう。

※3 その他の別表第二調停事件とは、「一般調停事件」、「遺産分割事件, 寄与分事件」及び「法277条事件」を除く事件をいう。

※4 本案訴訟提起後に申し立てられたものを除く。.

(別表5)

佐世保支部少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件				少年共助事件	少年雑事件
	一般保護事件(※1)	道路交通関係事件(※2)				
身柄付	在宅	個別	講習			
判事(支部長) 中牟田博章	3／4	全部	1／2			
判事補(特例) 高橋静子	1／4		1／2	全部	全部	全部

※1 「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※2 「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法第209条第1項、第210条、第211条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。